【長期収載品の選定療養について】

当院では、国の施策に基づき、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のさらなる使用促進と、優れた新薬を開発するための創薬イノベーションの推進に協力しております。

令和 8 年（2026 年）6 月 1 日の医療費改定に伴い、後発医薬品があるお薬（長期収載品）について、患者さんの希望により長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の差額 2 分の 1 に相当する金額を選定療養費として患者さんにご負担いただく仕組みです。

対象となる医薬品は、外来患者様の院内・院外処方、後発医薬品が市販されて 5 年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が 50%以上の長期収載品（医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合や後発医薬品の提供が困難な場合、入院の場合等は対象外となります)。

省令・告示や具体的な対象医薬品リストなど、詳細については厚労省ホームページをご確認ください。

医療法人歓喜会　辻外科リハビリテーション病院